

## 茨城工業高等専門学校広告掲載の取扱いに関する規則

〔平成25年1月29日  
制 定〕

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発行する広告媒体へ掲載する広告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる本校資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 本校が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物
  - イ 本校WEBページ
  - エ その他広告媒体として活用できる本校資産で校長が個別に定めたもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令、条例等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
  - (2) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (3) 社会問題についての主義又は主張
  - (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
  - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (6) 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの
  - (7) 懸賞広告及びクーポン付広告
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
  - (9) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (10) その他掲載する広告として適当でないと校長が認めるもの
- 2 広告掲載に係る業種又は事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、校長が別に定める。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、枠数、掲載料及び作成方法等については、当該広告媒体ごとに校長が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告は、原則として本校が管理するホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告媒体を新たに設定した場合、広告の枠を新たに設定した場合又は広告の枠に空きが生じた場合に行うことができるものとする。
- 3 本校は、第1項の規定により公募する場合は、広告主となり得る者等に対し、公募について案内することができるものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申請書（別紙様式第1号）により校長に広告の掲載を申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 校長は、前条の規定により申請があった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき審査し、次に掲げる順位により広告掲載を決定する。ただし、1か月単位での募集の場合において、

同順位となったときは、掲載希望月の総数の多いものを優先し選定できるものとする。

(1) 次のア及びイに掲げるもの

ア 茨城県内産業の育成、県産物の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると判断できるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの

(2) 前号イの規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 第4条に規定する枠数を超過して広告掲載の申請があった場合において、前項の規定により申請者の順位の優劣を判断できないときは、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申請者と調整を行うことができるものとする。

3 校長は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定した場合は、広告掲載決定通知書（別紙様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第8条 広告主は、前条の規定により広告掲載の許可を受けた場合は、所定の期日までに広告掲載承諾書（別紙様式第3号）により承諾書を校長に提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、第3条及び第4条の規定に基づき広告原稿を作成し、所定の期日までに提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する。

3 校長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、所定の期日までに本校が発行する請求書により一括前納するものとする。

（広告の取消し）

第11条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 所定の期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 所定の期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3) 第3条又は第4条の規定に反すると判断したとき。

2 校長は、前項の規定により広告掲載を取消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 校長は、第1項の規定により広告掲載を取消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付しているときは、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第12条 校長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった場合は、第4条で定めた広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1日未満の場合は、返還しない。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を

負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 広告主の事情により、本校が被害を被った場合は、校長は広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第15条 この規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本校と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この規則に定める広告掲載に関する訴訟は、水戸地方裁判所に提訴することとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月29日から施行する。

平成 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

住 所 〒

申請者

氏 名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

## 広 告 掲 載 申 請 書

茨城工業高等専門学校広告掲載の取扱いに関する規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

掲載を希望する広告媒体 (○で囲んでください。)	1. 印刷物 ( ) 2. 本校WEBページ 3. その他 ( )	
掲載希望期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
掲載希望枠数	枠	
リンク先URL (本校WEBページに掲載する場合)		
広告の内容 (広告の内容案を記入又は添付してください。)		
業 種		
連絡先	担当者氏名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
その他	1. 申請に当たっては、茨城工業高等専門学校広告掲載の取扱いに関する規則を遵守します。 2. 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。	

（ 廣 告 主 ） 様

茨城工業高等専門学校長

### 廣 告 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

については、通知内容をご確認の上、広告掲載承諾書（別紙様式第3号）をご返送ください。

#### 記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲載する広告媒体	
掲載期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
掲載枠数	枠
リンク先URL (本校WEBページに掲載する場合)	
広告の内容	
広告掲載料	
広告掲載承諾書提出期限	平成 年 月 日 ( )
広告掲載料納入期限	平成 年 月 日 ( )
広告原稿提出期限	平成 年 月 日 ( )

平成 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

住 所 〒

広告主名

氏 名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名を記入してください。）

### 広 告 掲 載 承 諾 書

平成 年度茨城工業高等専門学校広告事業については、広告掲載決定通知書に記載された内容のとおり、広告を掲載することについて承諾します。

については、所定の期日までに広告原稿を提出し、広告掲載料を納付します。